

平成 18 年 12 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社 トップカルチャー
代表者名 代表取締役社長 清水 秀雄
(コード番号7640・東証 第1部)
問合せ先 執行役員総務部長 保科 正人
T E L 025-232-0008
<http://www.topculture.co.jp>

取締役に対するストックオプションとしての報酬額及び内容に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 12 月 22 日開催の取締役会において、取締役のストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬額の設定及びストックオプションとして当社の取締役に発行する新株予約権の内容についての議案を平成 19 年 1 月 26 日開催予定の第 22 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、新株予約権の具体的な発行及び割当は、下記について当該定時株主総会において承認可決された後、当社取締役会の決議をもって決定いたします。

記

・ 付議の理由

当社では従来、2種のストックオプション、すなわち(1)業績向上や企業価値の増大への意欲を高めることを目的として当社及び当社関係会社の取締役及び従業員を対象とした一般型のストックオプションと(2)役員退職慰労金制度を廃止し、その代替として当社取締役に対象とした株式報酬型ストックオプションを定時株主総会のご承認に基づき付与してまいりました。

今回の会社法の施行に伴いまして当社取締役に對してストックオプションとして発行する新株予約権が取締役に対する報酬等の一部と位置付けられたため、本年度に付与する予定であるストックオプション2種につき、ストックオプション報酬として、その額及び内容についてご承認をお願いするものであります。

・ 議案の内容

1. ストックオプションとしての報酬額

当社取締役の報酬額は平成 12 年 1 月 18 日開催の第 15 回定時株主総会において、その報酬総額を年額 5 億円以内とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、上記限度額自体は増額することなく、上記報酬の限度額を「報酬等」の限度額に改めること及びその限度額内でストックオプションとして新株予約権を付与することにつきご承認をお願いいたします。

2. ストックオプション報酬としての新株予約権の内容

上記金額の範囲内でストックオプションとして発行する新株予約権の内容は次のとおりとし、具体的な発行事項は取締役会の新株予約権発行決議により決定するものとします。

(1) 一般型ストックオプション

新株予約権の総数及び目的となる株式の種類・数

新株予約権の総数 300 個 (上限)

目的である株式は当社普通株式 30,000 株 (上限) とし、新株予約権 1 個当たりの株式数は 100 株とする。なお、当社が合併、会社分割、株式分割、株式併合等を行うことにより、株式数の変更を行うことが適切な事態となった場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各新株予約権行使により発行する株式 1 株当たりの払込み金額 (以下「行使価額」という) に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の発行日の属する月の前月の各日 (取引が成立しない日を除く) における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、発行日の終値 (当日取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値) を下回らないものとする。

なお、当社が新株発行、会社分割、株式分割、株式併合等を行うことにより、行使価額の変更をすることが適切な事態となった場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

新株予約権を行使することのできる期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

(2) 株式報酬型ストックオプション

新株予約権の総数及び目的となる株式の種類・数

新株予約権の総数 130 個 (上限)

目的である株式は当社普通株式 13,000 株 (上限) とし、新株予約権 1 個当たりの株式数は 100 株とする。なお、当社が合併、会社分割、株式分割、株式併合等を行うことにより、株式数の変更を行うことが適切な事態となった場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各新株予約権の行使により発行する株式 1 株あたりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することのできる期間

新株予約権発行日から平成 39 年 1 月 31 日まで

新株予約権行使の条件

上記にかかわらず、新株予約権者は原則として、当社の地位を喪失した日の翌日から別途定める期間に限り新株予約権を行使できる。

以 上